

平成13年度 施策別 取組 方向

部局名：生活部、健康福祉部、教育委員会、警察本部

施策番号	施 策 名		
123	青少年の健全育成		
【2010年度の目標】 社会参加活動の機会の提供や青少年の活動の拠点となる場づくり、身近な自然や遊び場が整備され、青少年が、文化・スポーツ活動や多様な社会活動に参加しているとともに、社会規範やルールを身につけ、自己を確立し、連帯性・協調性をはぐくんでいます			
項 目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標 (2010年度の目標)
青少年育成県民会議が登録している青少年育成有志指導者数	155人	156人	450人 (1,000人 各小学校区へ2人)
青少年育成県民会議の会員数	771会員	744会員	1,000会員 (1,500会員)
青少年のさまざまなボランティア活動体験率	(1994年度)		
バザーや廃品回収	53.3%	-	70%(100%)
地域の清掃や美化運動	49.5%	-	65%(90%)
地域の行事・子供会などの世話	32.0%	-	45%(60%)
施設・一人暮らしの高齢者の慰問	17.8%	-	25%(40%)

1 平成11年度の取組

平成9年に策定された「三重のくにづくり宣言」の施策実現に向け、関係部等で各種事業に取り組んだところであるが、深刻化する青少年問題に対応するため、よりきめの細かい青少年の健全育成の指針をつくることが必要となり、三重県青少年健全育成審議会の答申を受け、青少年対策推進本部での協議・調整を経て、前年度からの継続事業として「三重県青少年健全育成ビジョン」を策定した。

少年非行対策としては、県下3カ所（四日市、津、伊勢）に少年サポートセンターを新設し、関係機関との連携のもと、補導、被害者のサポート、相談活動等を実施した。

(1) 平成11年度の取組概要とその成果

(生活部)

戦後第4の波を形成しつつある少年非行問題に対処すべく、県内全域で有害環境一掃大作戦事業を展開し(4回)官民一体となった連携強化が図れた。

また、青少年健全育成審議会からの答申を受けて、21世紀を見据えた青少年健全育成の指針「三重県青少年健全育成ビジョン」を策定した。

21世紀をになう国際性豊かで幅広い視野を持った青年リーダーを育成するため、官民連携のもと「国際青年の村」を開催し、国内外から255名を結集した。

(健康福祉部)

麻薬等の不正流通や不正使用を防止し、薬物乱用者のない健全な社会をつくるため、麻薬取扱者等の監視、指導を行うとともに、薬物依存者等に対する相談、支援等を実施する薬物ネットワークの整備を図った。

また、マスメディアを活用した啓発、薬物乱用防止指導者研修会、薬物を撲滅する県民総決起集会、薬物クリーンみえ推進キャンペーン等を実施した。

(教育委員会)

子育て支援連絡協議会を設置し、家庭教育支援に関する連絡調整及び事業の推進等を行った(委員10名、3回実施)。家庭教育セミナーを県内15カ所で開催し、青少年野外体験活動を中心とした研修プログラムを2カ所で実施した。

(警察本部)

少年サポートセンターを新設し、少年及びその家庭に対するサポート活動、全中・高校での薬物乱用防止教室の開催、児童買春、ポルノ禁止法の施行に伴う取締り強化と児童の保護対策等多方面の活動を推進した結果、5年連続で増加していた県内の非行少年等の総数が、9.4%減少するとともに、兇悪犯が75.0%、粗暴犯が42.8%減少した。

## (2) 平成11年度の取組に対する問題点

(生活部)

11年度に策定した青少年健全育成ビジョンの冊子を中心とした啓発活動を各県民局ごとに県内全域で実施した。今回は、行政機関や市町村民会議、ボランティア等を中心に、県行政との協働関係にある団体等を中心に行ったところであるが、次のステップとしては、県民各層に浸透する啓発を行っていく必要がある。

(健康福祉部)

不正けしの発見は本年度も多かったため、なお一層の啓発に力を入れる必要がある。また、薬物依存者の治療、再発防止のための相談・支援等を実施したが、薬物相談ネットワーク事業適正度の目標値は達成できなかった。

(警察本部)

少年サポートセンターの業務量の増加に伴い、多方面への増設、体制の充実を図るとともに、少年の不良行為を助長する営業の増加、インターネット上のアダルト情報の氾濫等環境の悪化に対する取締り等少年保護対策の強化が必要である。

## 2 平成12年度の取組と成果見込み

総合計画の施策目標の実現と昨年11月に策定された「三重県青少年健全育成ビジョン」の施策実現に向け、青少年対策推進本部の組織体制の見直しに取り組み、関係部局等の事業実施の効率化を進める。

また、青少年を非行から守る環境浄化運動を推進するため、地域の書店、コンビニエンスストア等が自主的に浄化に協力いただける気運を醸成していく。

(生活部)

青少年健全育成ビジョンを具体化するため、青少年対策推進本部の主任連絡員会議で主な事業の進捗状況を把握するとともに、成果や問題点を検証し進行管理を図る。また、高校生をターゲットに「青少年の青少年による青少年のためのFMラジオ番組」を制作し、青少年の居場所づくりや社会参画の機会を提供する。

青少年非行防止にかかる環境浄化の取り組みとして、県下全域の書店、コンビニエンスストア等に対する「青少年健全育成協力店運動」を強力に推進する。

(健康福祉部)

薬物乱用者の増加と低年齢化が予見されるため、青少年に対する薬物乱用防止の啓発事業等を実施するとともに、立入検査等の強化、指導者研修会や薬物相談ネットワークの充実を図り、薬物乱用の未然防止に取り組む。

(警察本部)

強くやさしい少年警察運営を基本方針として、「少年非行総合対策アクションプログラム」を発出し、活動の7つの柱に基づき、少年の「非行防止」と「保護」の両面にわたる総合的な対策を推進する。

少年非行を2年連続で減少(上半期時点で4.4%減少)させるとともに、少年犯罪の凶悪・粗暴化に歯止めをかける。

## 3 平成13年度以降に向けての取組方向

三重の次代を担う青少年が心豊かにたくましく成長するためには、県と市町村、国、関係機関・団体等が県民と協働・連携して育成に取り組む必要がある。

青少年の現状をみると、彼らが豊かな社会性を持ち、自分の行動を自分で律することができるよう、地域を中心にして、三重県青少年対策推進本部が総合的な行政の取り組みとして青少年の育成を進めなければならない。

現在、一部の地域で、中学生が地域の商店や企業等で勤労体験する実践が行われているが、この実践により、青少年健全育成ビジョンで示した提言、すなわち、家庭における家族のふれあいの充実、地域における新たな人間関係の構築と地域の教育力の復活、学校における地域との連携の強化、行政及び関係機関の連携した取り組みによる効果が期待できる。

また、平成14年度には新しい教育課程による教育がはじまり、学校週5日制が開始することもあり、青少年健全育成に占める地域社会のウェイトは一層大きくなること予想される。

このため、青少年に対する望ましい職業観の形成や地域住民との交流、職業を通じた家族の対話、規範意識の醸成を狙って、県内の全中学2年生(190校、約2万人)を対象にして、一定の期間地域で職場体験させる事業を構築し、中学校と市町村民会議等の地域の関係団体を実施主体に、三重県青少年対策推進本部が総合行政の一環として当面10年間を目安に取り組む。

さらに、青少年健全育成ビジョンに沿って、関係部が次の取り組みを行う。

(生活部)

青少年健全育成ビジョン推進事業の中で、青少年のためのラジオ番組制作やイベントに参画した青少年からの生の声を聴き取り、それを整理検討し事業の具体化を図る。

青少年育成センター等の津駅北ビル移転に伴い新設する青少年交流ゾーンを、青少年の「居場所づくり」の拠点として整備するとともに、青少年の健全育成活動の場のネットワークづくりを強化する。(ボランティア組織との連携等。)

青少年健全育成県民運動の活性化を図るため、その活動の原点となる市町村民会議等への支援強化と育成活動ネットワークの充実を図る。

平成11年度から取り組んでいる有害環境一掃大作戦事業の成果や問題点を総括し、関係機関との連携のもと、地域を主体とした有害環境排除など環境浄化活動のより一掃の強化を図る。

(健康福祉部)

薬物乱用者の増加や低年齢化が進んでいる現状を打開するため有機的な相互連携が必要であり、こころの健康センターを中核とする関係機関が連携し、「こころの問題」に関する総合的な相談ネットワークを構築していく。

(教育委員会)

青少年の社会性を育てるため、地域、家庭、学校間の連携を深め、体験活動の充実を図る。また、家庭の教育力を高める事業の充実を図る。

平成13年4月を目処に鈴鹿青少年センターの管理運営を(財)三重県体育協会へ委託の方向で環境整備を進める。また、熊野少年自然の家は、PFI方式による紀南交流拠点施設の建設計画に従って対応していく。

(警察本部)

新アクションプログラムに基づき、少年非行の減少傾向をさらに定着させるとともに、最近の傾向にある少年非行の凶悪・粗暴化の抑止などを図る。

地域社会が一体となった少年サポートシステムの構築(やさしい活動)

県内の各生活創造圏に少年サポートセンターを設置するなど体制の強化を図るとともに、既存の少年ボランティア組織の育成強化、新ボランティア組織の構築など地域社会が一体となったきめ細かいサポートシステムを構築する。

捜査力の強化と少年保護対策の推進(強い活動)

複雑、多様化する少年犯罪及び福祉犯罪に対応できる捜査力の強化を図り、積極かつ厳正な捜査を推進するとともに、時代の変化に対応した少年保護対策を推進する。